登園許可証

【医師用】

園児名

病名

現在症状が軽快し他児への感染の恐れはなく、集団生活に支障がないと判断したので　　年　　月　　日より登園してよいことを証明します。

証明年月日　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印

※保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園となるようにご配慮ください。

疾患名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後３日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の 腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化 するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失して ２日を経過するまで
結核	感染の恐れがなくなったと 認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157等)	医師が感染の恐れがないと 判断してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜結膜炎	医師が感染の恐れがないと判断してから
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	解熱し抗菌剤内服後１日を経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウィルス等)	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
その他の感染症 【　　】	